

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

独自

1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(10) 緊急雇用創出事業

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、働き場所を失ったり、働く機会が減少したパート、アルバイト、学生の方向けに、新たな雇用を創出するもので、市役所での事務作業や公共施設の清掃など、軽作業に従事する人を募集します。 事業期間：令和2年5月26日～令和2年11月30日</p>
<p>対象者</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により失業した市民及び市内在学者（高校生を除く。） ※市内在学者とは、市内に在住または市内の大学・高専等に在学する学生の方です。</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>【応募方法】 ① 募集一覧（市ホームページに掲載）に記載のある、それぞれのお問い合わせ先（担当部署）に連絡して、募集中であることを確認。 ② 各担当部署において面談を行う際、「会計年度任用職員申込書」を提出。 詳しくは、下記問い合わせ先までお問い合わせください。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：各担当部署 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。） 詳しくは下記問い合わせ先までお問い合わせください。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市産業文化部仕事・移住支援室 （電話）0868-24-3633</p>
<p>備考</p>	